

別表十八の二

「法人税法第八十一条の十九第一項の規定による連結予定申告書・地方法人税法第十六条第一項の規定による予定申告書」

1 この表の用途

この表は、連結親法人（普通法人に限ります。）が法人税及び地方法人税について、連結中間申告又は連結中間申告に係る修正申告をする場合に使用します。

2 各欄の記載要領

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
「税務署処理欄」			記載しないでください。
法人 税 額 の	「修正・更正・決定の年月日」	当該連結事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日までに最後に法人税について修正申告書を提出した日又は更正若しくは決定の通知のあった日を記載します。	
	「前連結事業年度の法人税額」の「同上のうち土地譲渡税額等に係る金額」	前期に措置法第68条の67第1項（連結法人に使用秘密金の支出がある場合の課税の特例）に規定する使用秘密金の支出がある場合には、前期の別表一の二「10」の外書の金額を加えた金額を記載します。	
	「月数換算」	「同上の税額× $\frac{6}{}$ 」の分母の空欄には、前期の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。	
地 方 法 人 税 額 の 計 算	「修正・更正・決定の年月日」	当該課税事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日までに最後に地方法人税について修正申告書を提出した日又は更正若しくは決定の通知のあった日を記載します。	
	「前課税事業年度の地方法人税額」の「同上のうち土地譲渡税額等に係る金額」	前期に措置法第68条の67第1項に規定する使用秘密金の支出がある場合には、次の課税事業年度の区分に応じ、それぞれ次の金額を加えた金額を記載します。 (1) 前期が令和元年10月1日以前に開始した課税事業年度 前期の別表一の二「10」の外書の金額×4.4% (2) 前期が令和元年10月1日以後に開始する課税事業年度 前期の別表一の二「10」の外書の金額×10.3%	
	「月数換算」	「同上の税額× $\frac{6}{}$ 」の分母の空欄には、前期の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。	

3 根拠条文

法81の19、規則37の8、地方法16、地方規則2